



男性版産休制度って？

◆育児・介護休業法の改正／育休、取得しやすく

Q－男性版産休制度ってどんな仕組みかな。

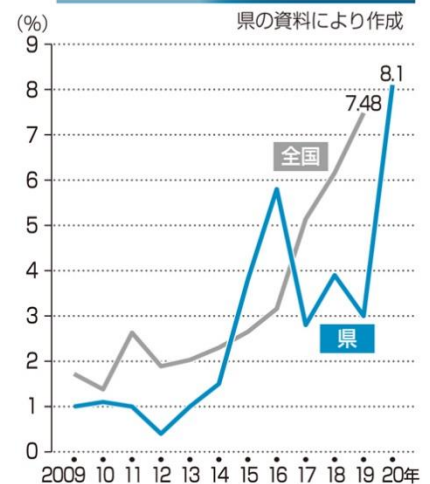
A－2021年6月に改正育児・介護休業法が成立し「出生時育児休業」が新設されました。子どもの出生後8週間以内に最大4週間取得でき、2回に分割することも可能というものです。女性の産後休業期間に当たることから「男性版産休制度」とも呼ばれています。申請期限を現行制度の1カ月前から原則2週間前までとし、取得しやすくしています。

Q－男性の育児休業の現状は。

A－国連児童基金（ユニセフ）によると、給付金などの支給制度がある男性の育児休業を41の先進国の中で比べると、日本は期間が最も長いにもかかわらず取得率が低いとされています。

実際、男性の育児休業取得率は全国で年々増加しているものの7・48%で、女性の83・0%を大きく下回っています。厚生労働省が17年度に行った調査によると、育児休業の利用希望があったにもかかわらず利用できていない男性は35・3%です。政府は男性の育児休業取得率を25年までに30%に引き上げることを目標に掲げています。

男性の育児休業取得率の推移



Q－企業に求められることは。

A－法改正では、企業に育児休業を取得しやすい雇用環境の整備や、従業員から妊娠や出産の申し出があった場合は個別に制度を周知し、育児休業の取得意向を確認することが義務付けられました。

また、従業員が千人を超える企業には、取得状況の公表も求めています。出産や育児による従業員の離職を防ぎ、男女とも希望に応じて仕事と育児を両立できる環境を整えていくことが重要です。

Q－富山県の動きは。

A－20年度の男性の育児休業取得率は8・1%で、前年度の3・0%から5・1ポイント上昇しました。新田八朗知事は「男性育休100%宣言」によって県職員の取得を促しています。

(北陸経済研究所の吉田聡子が解説しました。)